

第四十八回 参議院建設委員会會議録第二十二号

昭和四十年五月二十五日(火曜日)

午前十一時四十二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 中村 順造君
理事 稻浦 鹿藏君
川野 三曉君
熊谷 太三郎君
瀬谷 英行君
小山 邦太郎君
高橋 文五郎君
白木 義一郎君
田上 松衛君
村上 義一君

國務大臣 建設大臣 小山 長規君

政府委員 建設省住宅局長 尚 明君

事務局側 常任委員会専門員 中島 博君

本日の會議に付した案件

○地方住宅供給公社法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中村順造君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

地方住宅供給公社法案を議題といたします。前回に引き続き質疑を行います。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○田上松衛君 質疑に入る前に、ちょっと委員長にお伺いしておきたいのですが……。

○委員長(中村順造君) ちょっとと速記をとめて。〔速記中止〕

○委員長(中村順造君) 速記を起こして。

○田上松衛君 それでは内容の質疑に入る前に、大ざっぱに私の考えを先に申し上げておいたほうがいろいろ誤解がなくていいと思うのです。

まず心境をお話しすれば、私は、この法案は内容によつては、これはむしろ歓迎したいという気持ちだつたわけですが、ところが、いままでのいろいろな質疑を通して感じるところは、どうも若干の不安を生じてきたわけなんです。と申し上げる第一点は、当初このことが新聞等で発表されたこと、及び建設省の試案なるものが出されたあつたと前のことを考へてみると、それからわれわれに今度提案された正式のものとの間には、相當の違ひが出てきておるわけなんです。これは構想の上においても内容においても、そういうようなことを考へると、國民が期待する、何といひますか、干天に慈雨というより、なにか建設省ではPRしているようですが、そういうものにこたえるような腹がまえない感じが、決意、自信、そういうようなことが實際固まつておるだろうが、若干不安を持つておるわけなんです。したがつて、まず私も質疑をせざるを得ないという立場に心境が變つたわけなんです。もつとわかりやすく申し上げますが、大体このことは、今日出されるこの中からくみ取られるものは、例の持ち家を望むところの勤勞者に対してこれをかなえてあげようとするのが主体だつたと思つてわけなんです。そこで、積み立て金というものをとにして、これだけが主なるものであつて、分譲その他いろいろなし得る問題が、やつてもいいと考へておるものが入項目あると思うのですが、これらの問題は従前のものであつて、まあできればやつてもいいが、できないというものであればやむを得ないというやうな点が、こまかに検討するとそれが出てくるわけなんです。そういうやうなことがあるのだ

が、しかし書き方では、どうもこれは住宅を必要とする勤勞者に対してというやうなことで、持ち家というものは何か隠して、住宅を必要とするという者はひとり勤勞者だけでなくして、今日は國民大部分なんです。これは、一般階層、庶民階層ごとくそうなんです。何かそこに見せかけておいて、そして中身は隠している。中身の問題はあくまで持ち家だ。繰返して申し上げますけれども、そのためには積み立て金というやうなことに主たる目的を置いておるのだというやうになります。さつき申し上げたやうな干天に慈雨を望むやうな國民の期待は大きくはされてしまふのではないのか、こういうことが感じられるわけなんです。

ついでですから、さつき失礼なごほうに受け取られたかもしれぬから釈明的に申し上げますけれども、たとえば一つ一つの、これはくだらない、内容ではないけれども、たとえば名称といふものをひとつ考へてみると、今日の住宅供給公社に類似するやうな名称は別にあるはずだと私は考へておるわけなんです。公社とつけないにしても、たとえば協会とか組合とか、住宅供給という文字を使つてするやうなまじらわしいものがある。政府の考へとしては、どうもそれはまじらわしいから、この政府案に大きく引きつけることのために、そうしてそこを唯一のものとするやうに、公団と同じ資格を与へるやうにするか、住宅供給といふこととはを独占しようとして考へておるわけですね。独占といふとちよつと誤解があるかもしれませぬけれども、ほかに使はせないで、私は、その点の思想的な考へを、ひとつ余計なことですが、私も考へておる。公明党がおられないから必ずしも言うわけではないが、いよつといるまいと、たとえば選挙に對して長い間「公明選挙」といふことを使つて選挙の推進をしていく、いろいろ指導をしていく

というこのことにいたしました。公明選挙推進委員会という機構をつくつて長くやつておったんです。ところが、公明党が、創価学会からだんだん出まして公明会になり、最近公明党といふ党を正式に結成するに至つた。一体これらのことがどうなつてしまつたか、それは公明党の選挙運動を推進するかのやうな感じを与えてますからといふので、それで「明く正しい選挙」といふやつて、それで「明く正しい選挙」といふやつて、それはどこに後退してしまつたわけですか。譲つたわけなんです。本家は公明選挙だつたにかかわらず、公明党の非常な進出に押されたといふか、何といふか知らぬけれども、とにかくそういうことをやつた。これがちよつとあるでしよう。重要なあれを片方のものが独占することは、これは新憲法下におけるいろいろ疑義があるからまあこのほうで逃げてしまふ、そして國民に大きな疑惑といふか、非常な疑義を生じておるわけなんです。ある地方においては「明く正しい公明選挙」といふ標語を使つてみたり、いまだそれが正式に発表されない地方においては、あくまで「公明選挙」といふことばを使つてみたり、すつとんごつとんしてありますが、しかし、いろいろそういうあれは別として、このことを比較対照して考へてみますと、どうもこの面については、建設省は大きな決意を示しておるやうであつて、まじらわしい、既存のものがあつたやうなやうな、そういう名称は許さないで、いままでやつたものはその名前を変えてこなければならぬ、これに罰則をつけるということになるわけですね。間違いないことだ、これは。そして自分のほうをそれを使つておる。その面から見ると、き然たる態度をもつていかにも國民大衆のためにやつておるやうな見せかけをやつてきた。よしあしは議論しませんが、私は、だ

政府内部における態度は一体何であるかということなんです、私が言いたい点は。たとえば、これを遂行していくというこのために建設費がしつこく交渉しておいた問題は、要求額ですか、建設費坪当たり七万八千円と出したはずである。用地費については坪当たり五万五千円と出したはずである。ところが、大蔵省の査定はどう変わったか。建設費は七万三千円、用地費に至っては坪当たり八千九百円、五万四千円これは八千九百円ですよ。これに屈服しておるじゃないか。建設費の問題についても、もちろん私は言いたいことはあるけれども、適当に時間を考えひとつつやわらけでありますから重点的に申し上げますけれども、今日、用地費が平均して八千九百円でできる、ということとは、一体どこからはじ出したのか、どこからやって大蔵省に説得されてしまったのかと言いたくなってくるわけなんです。試みに、東京はいわゆるがな、私の県の神奈川県の場合で考えてみると、これが適用される場合に、県が持つてもよろしいが、同時に、人口五十万以上であるから、横浜はもちろんのこと、川崎市も持っているわけですね。こういうところをねらってきておる、この構想というものは、神奈川県における横浜、川崎等の場合には、どんなことをやってみたか、必要とする場合、相当の金額、何万となつてしまふのです。一生懸命やって、そうして県の大きな支出を加えてやってみて、具体的にどこがよからうかとさがしてやってみますと、それにしても最低一万五千円以下の所はないはずなんです。これは事実なんです。それならば、この大部分神奈川県に考えられておると、少し深みに入り過ぎますけれども、たとえば神奈川県ではあなたはどう考えるのか。一万一千戸の交渉をやっておられるわけだが、このことを考えてみると、これで一体どうなるのだ。私が承知しておる限りにおいては、大蔵省が査定した根拠というものは、およそ全国的に見て、平米当たり八百円と見たはずなんです。ということは、坪に直しますと二千六百四十円ですよ。一体最低のものを、平均

均ということを書いたはずなんですが、一体いまこの坪当たり二千六百四十円なんという土地がどこに見つかるといふことなんです。山のてっぺんならいざ知らず、それではないのです、これは。勤労者が、より短い時間でより能率的にやっというところの希望、しかも、そのこのために苦しむ中に積み立てをやっというところの努力、そういうことをまじめに考える場合に、大蔵省がいうところの坪当たり二千六百四十円平均だということを押しつけられて、そうでございませうかというのを下げるような行き方が、さっき申し上げたように、くどいようですが、ほんとうに腹がすわっているか、やろうという決意があるのか、見せかけでないか、千天に慈雨だといって国民を喜ばすのは罪つくりじゃないかという感じがするのですが、まずこの点についての決意、あわせていま申し上げたことの、どうして大蔵省の査定に屈服したのかという点をただしておきたいと思ひます。

○國務大臣(小山長規君) いろいろお話しになりましたら、ちよつと最後に建設費の問題に入りましたけれども、最初にお話しになったのは、おそろくわれわれの構想と多少違った結果が出てきておつたのじゃないかと、最初の構想とそれは多少違った点が出てきたわけでありまして。一つは何かと申しますと、私どもが最初考えましたときには、自分の持ち家のために積み立てをしようとする人たちが多ければ多いほどよろしい、それに応じた住宅金融公庫の資金を供給する方法はないかと最初は考えたわけなんです。ところが、いろいろ予算の折衝を通じて、だんだん詰まつたところは、国家の資金計画にも、特に住宅金融公庫から貸し出す資金計画にも、おのずから従来の経緯その他がありまして、持ち家住宅に振り向け得る限度がおのずからある。そうすると、せつかく積み立てはしたけれども、実際の資金の貸し付けは受けられないという結果になるおそれが出てきた。そこでどちらにしようかと考えました末、積み立てをした人には必ず住宅供給ができるという制度

にしたほうが、最初のスタートはあまり大きな戸数になりませぬけれども、そのほうが積み立て者に対して安心感を与えるであらうということ、それが、その面では予算上の建設戸数に合わせ積み立て者の募集をするという方向に変わりましたので、私の最初考えておつた、まず募集をしてみ、これだけの人数がおるのだから住宅金融公庫の資金はこういふふうになすべきだといううな行き方は、実際問題としてむずかしいという結論になったのです。構想がその点においては変わったことを申し上げておきます。それが一つ。それから、もう一つは、積み立てをした人には必ず住宅が提供できるようにしたいというのが、このいま申し上げた点であります。同時に、その持ち家は中堅階層——まあ月の所得が五、六万円見当のものを大体想定しておるわけですから、その中堅階層の人が月々積み立てができ、そしてまた住宅が提供された後においては、分割払いに應じ得るぐらゐの建設費でなければならぬ。そこで、一戸当たりの建設費は、大体都会地においてはどの程度、あるいは地方の市町村においてはどの程度という想定をしまして、それがその建設が可能になるような仕組みのもとにこの公庫を発足させようということ、いづれこの建設の準備、あるいはわれわれが想定しております土地の坪当たりは大体どの程度に見えており、そしてその結果一戸当たりの建設費は幾らで、そしてその積み立てには月々幾ら程度かかる、あるいは住居が提供された後における月当たりの分割払いをどの程度にするかということ、あとで局長からお答えさせますが、そういう想定のもとにつくり上げて、そして現実にはそれは可能であるというふうにいまわれわれは確信をいたしておるのであります。問題は、いま田上先生の言われた点の一番大きな問題は、建設戸数がおのずから限定されるじゃないかという点は、確かにそのとおりであります。その点、私が最初考えましたときには、積み立て金でどんどん建設戸数をふやせるような方策を考えたのが、その点が違つてまいりまして、

スタートとしては、確かにいかにも小ぢんまりとしたスタートでありますけれども、しかし、こういう制度をつくり上げれば、年を追つて私はその建設戸数はふやしていくことができる、予算も当然ふえていくことであるし、ふやすことが出来ます。地方の応募者の中から、たとえば一万人の応募者があつたのに、実際積み立てを許した者が二千人しかない、五分の一しかないという実績がだんだん出てくるにつれて、これはわれわれの要求の態度も強くなりますし、財政当局も応ぜざるを得ないということになりましようから、この戸数は最初のスタートは二万戸でありまして、年を追つて私はこれはふやすことが出来るというふうに考えておるわけでありまして。

それから、もう一つの、この供給公社という名前を使うことに、使わなければならないというふうになりましたのは、これは組織の面からいっておるのであります。そういう名称を使つたものでなければ積み立て金を受け入れることもできない。それから取用権の発動もできない。同時に、積み立てをするわけでありまして、いわゆる預金者であります。預金者の保護を嚴重にしなければなりません。そこで、預金者保護のために名前を限定をし、そしてその監督の権限の内容も法定しておく必要があるから、そこで名前は、いわゆる独占的な名前にしておく必要がある、こういうこと供給公社というものの名前を法定した、こういうわけでありまして、その点御了承願ひたいと思ひます。

なお、今度予算化された金額でわれわれが予定しておる二万戸の建設が可能かどうかという点に最後の重点があつたようでありまして、この点は、数字その他、われわれが考えている計画の問題もありませんから、住宅局長からお答えさせていただきます。

○田上松衛君 ちよつと次の答弁を求める前に、これは共通する問題でありますから、念を押しておきます、念を押すというのとあれだけれども、まあさっきの名称の問題については、それがいいと

か悪いということを言っておるのじゃないのですよ。一方においてはこういふちゃんとした姿勢をとっておるようだ、それは頼もしいと思ふのだ。私はそれは了とするのですよ。ところが、言いたかったことは、政府内部における、言いかえれば大蔵省に対する軟弱な態度が、これが気に食わぬので、姿勢がゆるんでおるのじゃないかという点をただ言っただけの話でありまして、そのことについては問題はない。

それからもう一つ、局長が答弁なさる前に申し上げておきたいのです。必ずしもこういう場において私は何かえらそなことを言う意味ではないのです。ただ、不必要な、全く私が考えていないようなむだな答弁をしてもらいたくないことのために、特に申し上げておきます。今日全国に、あなたのほうで表で出してこられたように、現在の各府県、各都市等においてつくられておるところの協会あるいは公社というものの数は八十五あるわけですね。一番初めにつくったのは、東京の大正九年二月十四日でしたか、これが一番で、名古屋市のやつが昭和二十三年の六月一日、三番目が、東京都につくったやつが二十五年三月一日、大阪を意味したほうのやつが二十五年三月一日、大阪の二十五年六月八日が四番目、福岡県の二十五年七月二十九日が五番目。よけいな話を言いますけれども、北九州市の二十五年八月十一日が六番目で、私のところの神奈川県は、実際は八十五の中の七番目の二十五年九月十五日につくったわけなんです。当時——誤解のないようにというふうな点で、不必要な答弁はしてもらいたくないからという意味で申し上げます。当時、私はいま申し上げたような幾つかのやり方について、その長所、短所を十分くみ取りまして、できるならば完全なものを作りたいということで、当時県会におけるところの建設委員長の立場でもって、いろいろ関係で無理やりに、これを政府に協力するという意味合いも加えて、国民的な立場に立つて私どもつくったわけなんです。そして、いま申し上げたように、八十五という今日の数になつておりま

すが、方々からいろいろな意見も聞かれたつ、やはり今日の特にこの住宅事情について、もう住宅を除いては政治はないということまでに国民が痛感しておるこの問題について、真剣に取り組んで私なりに勉強しておるつもりなんです。この立場に立つて、この法案の出される——さつき申し上げました新聞の上に手とり早く出されたというのが第一案。新聞に出ておるのです。この変化を見るに、どうも前段申し上げました建設省の腹がほんとうに貫かれていないじゃないか。いま大臣のお話の中では、その一、二点の程度で、大部分一貫しておると言われたけれども、そうじゃないのです。元来は、そうではないのだ。これは言うまでもなく、大臣が受けられたかどうか——尚局長は十分これを身近に感じたでしようけれども、全国のこと、これは協会の連合会が、何回となくこれに対して、初めは絶対反対の立場をもつて抵抗しておたはずなんです。いろいろやつて、そして、あぐくの果てが建設省の、さして好ましくないことではないところ、やむなくそれもさうだろうが、これを円満に活用することのためにというところで、あまり言い過ぎになるかもしれないけれども、ある面においては涙を流してやらなければならない姿が、これは想像にあらすして現実にはこの法案の移り変りの間に、全都初めから私はこれを知っていますから、これを見てそのことが感じ取られる。しかし、そのよしあしは言いませんよ、今日できたものは、まあまあいいが、だがこの点が欠けておるじゃないかということを以下申し上げるのです。

いまのこの法に至った過程については、まずよかったですと思う。そういう感じがするのです。この機会に建設大臣も承知しておいてもらいたいことは、いまこれを承知してその持ち家という、しかも、これを達成することのために積み立て金という、これを骨にしていくということに変わつておるのだが、それは依然として隠されておることになっておるけれども、ちよつとしらうとの人々にはどつちが何だかわからぬ。くどいよう

が、そこで干天に慧雨の思を国民にさしてしまつておるといふ罪つくりの点があります。最初の重点が分譲住宅ということに構想が変わつたところがあるわけですね。一体分譲住宅なんというものは一つの企業でありまして、これを建設大臣の積極的な命令権を——私はわかりいように極言いたしますけれども、命令権を含む監督権というものを強く織り込んでしまったが、反面のそうした企業に關する危険負担というものは何ら考慮してない。この立場における、建設大臣がいまのような監督権の程度はいいけれども、命令権というやうなものまでここに挿入するといふことは行き過ぎだ、不合理だといふ感じを持つておつたのです。このことは是正されておるからいいと、しかく検討の姿になつて法案が出ておるから、これは経過は別です。あるいは金融公庫の融資の問題ですね、これはいろいろさつき申し上げ、地方のそうした公社、協会というものがあつて、今度はこの地方住宅供給公社にあらざれば金融公庫の金は投入しないぞというやうなぐあい、言いかえなれば、いままでおまえたちはかつてなことをやつて金融公庫の金を使つておつたけれども、今後、公社でない限りにおいては、どこまでも、いまの従来の姿で突つぱらというならば、おまえたちのほうには国の融資は断ち切つてしまふぞというやうなことを打ち出してきたはずなんです。

以下、あとはさつきの第一段の質問にありましたことに対して、局長の答弁をいただきましたと思ひます。

○政府委員(尚明君) お答え申し上げます。初めにお話のありましたらちの建設費の単価の問題でございますが、私どもこれを実行する上におきまして、ただいま先生が御指摘になりましたように、羊頭狗肉のやうなことであつてはまことに国民に対して申しわけないというふうに考えまして、この建設費の獲得につきましては実は非常な努力を重ねました。その間において大蔵省との折衝等におきまして相当の努力を払つたつもりでございます。結果におきまして、一〇〇%私どもの意思が通らない点がございまして、先生の御指摘のやうな単価の不足というやうな問題はございまして、私どもの決意に対して、大蔵省はいろいろな角度で協力の姿を見せております。たとえば二万五千戸の分譲住宅の予算をつけたわけでありまして、そのうちの一万戸を、最も国として融資の費用の要する鉄筋コンクリートにした予算をつけてきたという、そういうあたりにはわれわれの熱意がある程度届いたものというふうに考えられたわけでございます。

が、そこですべての天に慧雨の思を国民にさしてしまつておるといふ罪つくりの点があります。最初の重点が分譲住宅ということに構想が変わつたところがあるわけですね。一体分譲住宅なんというものは一つの企業でありまして、これを建設大臣の積極的な命令権を——私はわかりいように極言いたしますけれども、命令権を含む監督権というものを強く織り込んでしまったが、反面のそうした企業に關する危険負担というものは何ら考慮してない。この立場における、建設大臣がいまのような監督権の程度はいいけれども、命令権というやうなものまでここに挿入するといふことは行き過ぎだ、不合理だといふ感じを持つておつたのです。このことは是正されておるからいいと、しかく検討の姿になつて法案が出ておるから、これは経過は別です。あるいは金融公庫の融資の問題ですね、これはいろいろさつき申し上げ、地方のそうした公社、協会というものがあつて、今度はこの地方住宅供給公社にあらざれば金融公庫の金は投入しないぞというやうなぐあい、言いかえなれば、いままでおまえたちはかつてなことをやつて金融公庫の金を使つておつたけれども、今後、公社でない限りにおいては、どこまでも、いまの従来の姿で突つぱらというならば、おまえたちのほうには国の融資は断ち切つてしまふぞというやうなことを打ち出してきたはずなんです。

それから単価の問題でございますが、先生の御指摘になりましたように、単価は一見低く見えるわけでございます。それは全国平均の単価を大蔵省と折衝して定めるわけでございます。ただ、その額につきましては、先ほど先生が御指摘になり

ましたように、鉄筋コンクリートの共同住宅の土地は坪当たり平均八千九百円、木造は五千九百円という形で予算の協議を終了したわけでございます。私も、もちろんこれでは十分ではございませんが、これをさらに全国各地に割りつけて実行上の準備を組みますと、これが実際問題として地方住宅供給公社等に示されますのはこうなるわけでございます。すなわち、鉄筋コンクリートでは、都市における、たとえば東京、神奈川等におきましては、坪当たり最高二万六千二百八十円といふことになるわけでございます。したがって、実行上二万六千二百八十円という単価は、それは東京、神奈川等では十分だとは私も申し上げられませんが、まあ不足分を若干積み立てて額等で補足していただければ一応建設に支障なく供給できるであろう、こういうふうな考えをたわけでございまして、私も大蔵省と折衝いたしまして全国平均単価を試算しているときに、これを大都市に適用したらそれが幾らになるかということとを常に試算しつつ交渉しているわけでございます。御指摘のような点は、できるだけ地域差等において勘案して実行上の不便はないように努力いたすつもりでございます。

○田上松衛君 ちよつと局長と私の感じの食い違ひ点は、大体この住宅の場合二万五千円、この中でいまお話を一戸をアパートにする、最も比重の高いということなんです。ここでちよつと食い違ひ。これはあとで申し上げたいと思うのですけれども、私が一番冒頭に、この金額を運えられないようにという注文を、明敏な局長であるからこゝろ言っておけばいいと思つて言つたのですが、今度のは何と云つたか家を建てたという事となつて、持ち家なんです。くどく申し上げますように、あとのいろいろな従たる仕事を入つてからいいますと、必す条件、これは、ほかのものは全部やめても、積み立てによるこの持ち家だけは達成しなければ意味をなさぬわけですね。私はこゝろ理解しておるわけなんです。そこで

考えてみると、持ち家をそれならば望む人々はどういう階層であるかということが問題で、これは私はいまいろいろの例を聞きたいのですけれども、何か国会の次の委員会が私の行くのを待っているといふことで、すでに待っているように、これはなほまだ残念で話を簡単にしなければならぬことになるのだけれども、要点だけ申し上げますけれども、その人々は、とにかく少なくとも、具体的に申し上げると、月収八、九万以上の人々でないといふことが、さうだとなつて、私は考へておるわけですが、それ以下の単に住宅を望んでおるといふ人々の一般所得階層のために、これは賃貸をつくるべきなんです。その方面に重点を置くべきです。このことについて、私は全く腹が煮えくりかえるほど、建設省の住宅政策に對しては不満を感じておるわけなんです。なぜもつとこれらの一番必要な方に對して重点的に賃貸住宅をつくらぬのか。このほかに振り向けられるものは幾らもないでしよう。この中で数字を見ましても、これは私の了解する程度では、賃貸住宅、すなわち税金で、国民の税金を使つてやつていくという、国民のお互いが助け合ふという意味において振り向けられる施策というものは、たしか三百七十五億からその程度でしよう。今度これを主体としてやつていくこの問題は、おしやうなくして、積み立てのものを、つくり、これに對しては別段の国民のあれは使われないで、融資をして利子をつけて建てさせるのだというのですね、わかりやすくいえば、その方面を望む階層というものは、さつき申し上げたやうな、少なくとも八、九万円以上の人々でなければできない相談だ。しかも、さらに掘り下げて考えれば、それで満足するといふ人々じゃないと私は考へておるのですね。いま夫婦だけである。子供ができて三人になつた、二人でできて四人になつた、親が一人死んだ、一人母親でも引き寄せようか、五人、六人になるといふやうな、實際の問題を考へてみると、将来これに對しては、できるこ

とならば増築可能なことがまず第一条件として考へられなければならない。それはさういふことができない人ではなければならない。ところが、この鉄筋アパートによりますとそれは不可能なんです。ね。一時的なしのぎにしかならぬといふことになりまふと、ねらうていきまふと、ほんとうに持ち家といふことに重点を置いていく施策として、まだ考へが浅いのではないかと考へることが考へられる。さらにもう少しあれをするならば、持ち家を望む人々の気持ちの中には、その場所が、通勤時間は、大さっぱにいて、少なくとも遠くとも一時間以内ぐらいで勤務地に行けるやうな場所、できるならば三、四十分で行けるやうな場所、あるいは幼稚園であるとか、病院であるとか、あるいはいろいろな日常生活の上に必要なる購買施設といふやうなものが近くにあるといふやうな所が望ましいのではないだろうか。それから、さつき申し上げた増築可能といふやうな点で、すね。しかもそれであつて、法文の理想の中に、たわれもの、環境の良好、まあ今日騒がれておるやうな公害等の心配のないやうな、あるいは台風なり洪水なりといふやうなものであるやうな地帯を避けていきたいといふやうな、いろいろ希望があるだろう。やつぱり現実にさういふ面を見ていくこととあわせてこれを考へてみると、できることならば遠くない所に安い土地を広く持たせて、そしてむしろ木造で、そのほうが手つとり早くできるのじゃないだろうか。このことについて、私のところの神奈川県では、これは御承知だろうと思つたのですけれども、いろいろな工場、会社に向かつてアンケートを求めたのです。そのデータを私は持つておりますけれども、きょうはそんなことを言う時間ありません。石川島播磨造船のまうでやつてみたり、あるいは日本石油のほうでやつてみたり、こまかいところまで手を出してやつてみたところが、いま私が申し上げたやうなことがびたつたつと答へに出てくるのです。それにとらみ合つて、一番大きく政府機関が――

公社を利用して建てておりますものは、これはだほらのやうですけれども、一番これは熱心にやつております。いろいろな団地をつくらせてやつております。この中の希望が一体何倍ぐらになつたか。さて當選してみなければ、棄権した者が幾ら出てきたか。事こまかに地域にいろいろ試験的にやつてみたのですが、いま私が申し上げるやうなことがびたつとくるやうな結果が生まれておる。

こゝろいふことを考へるときに、さつき申し上げた、ただ二万五千円、この中でとにかく私たちが考へるとしても、一戸は鉄筋アパートに入れるといふやうなことにしたから、まあ必ずしも大蔵省もわからず屋じゃないとして喜んでおるといふやうな気持ちの御答弁では、私はまだ満足なんです。これについての御感想を。

○政府委員(尚明君) ます、まあ今日都市で分譲住宅をつくらすときに、先生の御指摘のやうに、確かにすべての国民が希望ましい家は、敷地が七十坪、八十坪とかといふことで、それに一戸建ての住宅を建てる、この形で進めるならば、これはまあ一番望ましい姿であるといふことはわかつておるわけでございます。しかしながら、残念ながら、今日の地価の事情、それからいま一つは、都市として考へまして、その不燃立体化、すなわち、都市を堅固にするという問題、さういふ都市計画的な問題及び経済的な問題からいたしまして、ただいま木造のかりに土地が八十坪ついている家を供給したとさういふと、さういふ三万円の土地――三万円の土地と申しますと、都市の郊外になるわけでございますが、それでも八十坪ですと二百四十万円になつてしまふ。その上にさらに建築物を建てますと、それがやうな百万円つて、さうして結局は三百数十万といふやうな家になります。さういふやうにいたしますと、その頭金を積み立て、かつ、かりに住宅金融公庫から融資をいたしても、割賦金の支払いというのが相當の負担になつております。そこで私も、どうしても、どうしても一番の大都市に

おきまして、全建設費が土地ともに三百万円で作らなければならぬ。そこで鋭意研究いたしました結果、やはり大都市におきましては、鉄筋コンクリートのアパートにして共同住宅建てとして、児童遊園その他の施設を先生の御指摘のようにできるだけつけて、家自身は残念ながら共同建てにするけれども、環境を整備することによって、全体を三百万円以下に上げたい。でき得るならば通常二百五十万円ぐらいで上げたいというように考えたわけですね。なぜと申しますと、二百五十万円ばかりに上がったといたしますと、住宅金融公庫の融資がおおむね百八十万円でございまして、七十万円を三年ないし五年で積み立てていただく、それから百八十万円をお貸しして、金額の割賦払いはおおむね月一万円、精密には九千六百六十六円になります。そのようにいたしまして中堅階層の方が持ち家を大都市において取得する方法としてアパートが最も適切だろうと、こういうふうに考えたわけですね。しかし、鉄筋コンクリートアパートは、一方で木造よりは若干建設費が上がるわけ、国の融資額としては、やはり鉄筋コンクリートにいたしますと、どうしても値段が上がる、こういう実情でございまして。しかしながら、鉄筋コンクリート建設費が高いけれども耐用年数等が長いので、割賦金も長期にわたって支払っていたことがございまして。すなわち、たとえいま考えておられますのは、鉄筋コンクリートにつきましては、三十五年で払っていただくというふうな方法がとれるわけでございます。ところが、木造にいたしますと、木造の分譲住宅というのは、普通二十年未満で支払っていただくなければ家そのものがだめになってしまう、こういうことがございまして、そういうことをかみ合わせまして、先生の御指摘のように、最も理想の居住環境というわけには、やはり大都市の事情と中堅階層の所得をならみ合わせまして、いま申し上げましたように大都市では……しかしながら、土地の安い所、あるいは地方都市等は、もちろん在来どおり

の国民の最も望む木造住宅なり、あるいはほかの構造で一戸建て、これもかまわない。あるいは中間的に二階建てでやるのもいいし、それから、あるいは二階建てのアパートというように、それは地域地域の実情に応じて建設し得るいろいろな形の融資を考えているわけでございます。そこで、確かに、持ち家でございまして、その急にいろいろ模様替えをやり、あるいは移っていくことができないわけでございますから、私も一応の基準をいたしまして最低三室、それに浴室、台所、便所等がついたものとして、これを坪数で考えますと、おおむね十五坪から十八坪ぐらいになるわけでございます。それでも先生の御指摘になりましたように、さらに家族がふえて、子供たちが大学に行ったり、さらに次男が中学に行ったり、あるいは妹さんがまだ小学校に行っている、非常に家族のふくらんだときには、まだそれは十八坪ぐらいの家では不便でございますし、かつまた将来のことを考えますと、それはやはり十分な家とは申し上げられません。ただ、いま申し上げましたように、今日中堅階層の所得の中からこれを取得するには、まあやむを得ずその辺でまわしていただくという考えでございます。そこで将来、家が持ち家として持てても狭くなるということについての技術的な解決策としていま私どもが考えておりますのは、二つの方法を考えております。

一つは、純粋技術的なアパートの増築でございます。これはすでに私自身がその最の主張者でございます。これは、実地を二件もやっております。一つは、東京都住宅公社が茗荷谷に持つておりましたアパートですが、これはコンクリートで、一部屋と、それから台所を拡大してダイニング・キッチンにするという増築工事をすでにやって、人々はそれに移って、これは賃貸住宅でございますが、家賃を二千円ばかりよけい払うことにして住んでおります。これは二年ばかり前にやりました。さらに、それでは私は足りないと思ひまして、公営住宅につきまして、川崎市営住宅にお

きまして、これは入居者が工事中迷惑をする期間をなるべく短くするようにと考えまして、増築部分を中心として鉄骨で工場においてつくり、現場工事をできるだけ短くするという実験方法をいたしました。一部屋を足すというのをやっております。したがって、将来アパートの人々が、そこで狭いといつて心を合わせて増築すれば、技術的には私どもとしてはすでに実験段階を越えております。

これは一つの方法でございますが、いま一つの方法は、この供給公社は、やはり私どもの覚悟としては、かなり永続的に国民にサービスしなければならぬというふうに考えておりますので、私どもは、将来の問題としてではございまして、いずれ数年の後になつてくれれば国民所得もふえていき、十五坪ないし十八坪という供給が、これを所得から見合つても二十坪あるいは二十坪という供給ができるわけでございますので、同時に建てます分譲住宅はそういうことになると思ひます。その場合にアパートは、そちらのほうを買い取りをしたい方は、何らかの形で既存の方がその大きいほうに移つて、その小さくあいたほうはまた新しい家族の少ない方に譲渡するというような、仲介的な役目をこの公社の管理として当然今後検討していかなければならない問題ではないかと、私どもは公社をつくるにあたりまして、先ほど先生から御指摘のありましたとおり、相当の決心をもつてこの公社が永続的に国民に奉仕するようになり、このことと考へておる次第でございます。○田上松衛君 言いたいことはたくさんあるのですけれども、それはまた後御答弁に願ひたいので、このこととどめておきます。

私は、前のことばに、これも誤解があつてはいけませんから、一般の賃貸住宅を望む方面に少し力を入れるべきだと、そこに政府の施策の不足があるという点を指摘しました。まあそれはそれとして、考えるならば、積み立てをやつて持ち家にしてしまふという階層の方面がふえれば、したがって、いままで大きく食い込んでおつた賃

貸の方面がだんだんやわらいでくるのだから、これもやはり一つの方法であることには、これはよく理解できるのです。いいと思つておるのです。ただ問題は、もっと大きな所得の高い人々は、これは何もういふことをしなくても、御自分でかつてにつくるわけなんですから、そこにはおのずから程度、限度というものがあろうと思ひます。その尺度を厳密にひとつこれから御検討を願ひたいと申し上げるのです。私の考へておりますものは、大体この人々に対してするのは、できることならば月収が五万円以上十二万円までの人々に対してこれをやつていくということになれば、あつちこつちいろいろ考へて、まあ説明は略しますが、これは相当役立つだろうと、そこに非常な一つの魅力すら感ずるわけですね。ところが、実際に当てはめて考えますと、一体公庫が融資する金額はどれだけかと考へてみると、いま局長が言われたように、大体最大限百八十万円ですわな。そしてしかも、今度つておる条件は、頭金は百八十万円以内でとどめろという注文があるのではありません。これをやつて建設費が考へたのは、大体六十万程度の頭金にしようかということなんです。そうすると、いまこれをますようにして譲渡価格はいま局長の説明によりますと、三百万円以内ということですね。三百万円ということになります。考へて、これはすぐ頭金の中でも計算できる。やつてみると、この場合は3DKですな、建物価格は、頭金を六十万としてみた場合に、結局合せて、融資を受ける者の立場から考へると計二百四十万です。こうなりますね。そうすると、これを毎月どれくらい償還するかということ考へてみると、やはりアパートといへども維持修理が必要であります。一方に固定資産税が必要であります。あるいは管理費が必要であります。こういうものを加へると——これを除けばまあ一万一千幾らぐらいになると思うのですが、概算してみると、これを加へると、実に毎月一万八千円を償還しなければ計算が立たないことになつ

て、これは入居者が工事中迷惑をする期間をなるべく短くするようにと考えまして、増築部分を中心として鉄骨で工場においてつくり、現場工事をできるだけ短くするという実験方法をいたしました。一部屋を足すというのをやっております。したがって、将来アパートの人々が、そこで狭いといつて心を合わせて増築すれば、技術的には私どもとしてはすでに実験段階を越えております。

これは一つの方法でございますが、いま一つの方法は、この供給公社は、やはり私どもの覚悟としては、かなり永続的に国民にサービスしなければならぬというふうに考えておりますので、私どもは、将来の問題としてではございまして、いずれ数年の後になつてくれれば国民所得もふえていき、十五坪ないし十八坪という供給が、これを所得から見合つても二十坪あるいは二十坪という供給ができるわけでございますので、同時に建てます分譲住宅はそういうことになると思ひます。その場合にアパートは、そちらのほうを買い取りをしたい方は、何らかの形で既存の方がその大きいほうに移つて、その小さくあいたほうはまた新しい家族の少ない方に譲渡するというような、仲介的な役目をこの公社の管理として当然今後検討していかなければならない問題ではないかと、私どもは公社をつくるにあたりまして、先ほど先生から御指摘のありましたとおり、相当の決心をもつてこの公社が永続的に国民に奉仕するようになり、このことと考へておる次第でございます。○田上松衛君 言いたいことはたくさんあるのですけれども、それはまた後御答弁に願ひたいので、このこととどめておきます。

私は、前のことばに、これも誤解があつてはいけませんから、一般の賃貸住宅を望む方面に少し力を入れるべきだと、そこに政府の施策の不足があるという点を指摘しました。まあそれはそれとして、考えるならば、積み立てをやつて持ち家にしてしまふという階層の方面がふえれば、したがって、いままで大きく食い込んでおつた賃

てしますよ、私の計算でいえば。三Kの場合で考えてみると、これは二百八十万円を譲渡価格とした場合に、融資の総額は二百二十万円、この場合でも、三DKで説明したように、維持だ、固定資産税だ、管理費だというものを加えると、この場合でもなおかつ一万七千円を月額償還としていかないといふ……。あなた方はこれを少なく見積っておられるが、それではしかたないと言っているんですよ。最後の一番下のところの二百十万の譲渡価格といふものでとらえてみますと、これは二DKだ。この場合に考えてみると、融資の総額は二百五十万しかないものであって、これがかつ一万三千円の償還をしなければならぬといふことが——計算の立て方はいろいろあります、そのことについて私は議論するのじゃないんですから。私がさっき申し上げたようなことで、こまかい現実をとらえて、そして神奈川県におきましてつくったものの実数をあげながら、最低のもの、最大の努力を払ってやってなおこうなるだろうという自信を持っておりますから申し上げますが、論争は抜きにしておきます。こういう場合、そこで考えてみると、大体三十五歳あるいは四十歳というような人々、こういう人々が、これをなすこと、なし上げるこのために月収十万円以上十二、三万、あるいは二DKの場合においてもなおかつ月収七、八万というものがなければできないということが出てくるんですが、こういう人々が、普通のサラリーマンでなくという多額所得者というものはほとんど少ないのじゃないか、こういうことが考えられる。まあ平均の月収五万円とかりに見てみますと、あるいはもっと六万円と計算してもいいです、こうやってみても、毎月一万ないし一万三千円というものの、すなわち月収の二〇ぐらいになりますか、これを償還していくといふことは、事実において非常に困難を感ずるのじゃないでしょうか。そこで、こういうことを考えてみると、申し上げたいことは、頭金を六十万円程度ということで建設省が考えたこの案は、大体そこには無理がくるんじゃないのかということなんです

よ。したがって、そうかといって頭金をよけい出させるということは、なお勤労者の場合には困つてしまふから、もつと具体的に言うならば、金融公庫の融資を大幅に上げていくところ、に持つていかなければほんとうの達成は望めなくなつてくるんじゃないかという心配をするので、これについての考えと、そういう点について、これは大臣のそういう努力をされるような熱意をお持ちなのかどうかを念のために聞いておきたい。

○国務大臣(小山長規君) いまおっしゃいました数字については、私もつまびらかにいたしません。が、おっしゃる趣旨は、頭金は少なくとも住宅金融公庫の貸し出しが多くなると實際問題として非常にむずかしいはせぬかという点は、私もわかります。そこで、この融資比率については、毎年の予算折衝でこれを引き上げるようにということ、財政当局とやっておるわけですが、こちらのほうは戸数もふやしてくれ、そして比率もふやしてくれ、こうなつてきますと、最後のどたんばになつたときに、戸数と比率とどっちをとるかという判断に迫られて、いまだ戸数のほうがほしいものですから、融資率の引き上げが実現を見ないでいるという歴史はあるわけです。これは御承知のとおりですが、しかし、これはわれわれの願望としましては、戸数もふやしそして融資比率もふやしていくというところにわれわれの願ひがあるのでありますので、今後引き続きそういう態度で進んでいきたい、こういふふうに思ひ、また、そういう決心で進むつもりであります。

○田上松衛君 局長のさっきの御答弁は——また元に戻るやと時間がだんだんなくなつてしまひますから。大臣に、釈連に説法のようにですけれども、この法令の妙味というものは、これを強行することによつていろいろな特権といひますか、が付与されていくということです。たとえば公庫の融資について私が気に食ふぬのは、「法令及びその事業計画の範圍内において」ということは非常にばく然としたものですけれども、そのあとの「地方公債の住宅の積立分譲による住宅及びその敷地の供

給が円滑に行なわれるよう、必要な資金の貸付けについて配慮しなければならぬ。」という一つの方途をこゝへ出してあるわけですから、この条項について、いまの「法令及びその事業計画の範囲内において」と非常にごまかしているのは、相当の努力のしようによつては、あるいは工作のしようによつては、ゆとりが見られると思えますから、この点については、いま申し上げた融資に関する点を強くやつてもらいたい。さらには、特権付与の中で非課税があるわけですが、こういうものについてはいろいろありますわ。積み立て金の利子相当額についても税金はかけないぞ、あるいは印紙税だ、法人税だ、所得税だ、事業税だというような、こういう種類、何のかんのというようなものものものについてこれも非課税とする。あるいは土地の取用等についても取用権を付与していくというような、こうしたものもの特権まで与えて、一方にはこの裏づけがあるのであるから、そこで足りない点は、せんじ詰めてくるならばもう一歩、百八十万というようなことを言わないで、これを達成するくらいにすればいいじゃないか。あわせてさつき申し上げたような……、大蔵省は今日の事情がわかつているのか。土地の金額等についても、一体、平米八百円とかいうことはどこの国のことか。机の上で考えていたらどうなるのか。この前、私どもが行ったような、飛行機で上から飛んで見るぐらいな熱意を持っていくならば、なおかつ、これは並みたいではない。平米八百円なんという土地はこれはもうありつこない、ほとんど。それと、それに合わせて必要な場所にこの目的を達成するために、地所を選ぶのについても、ほんとうにこれが達成できるようにしなければならぬのではないかという熱意を加えられての交渉をひとつ十分将来やっていたきたい。

念のために申し上げますが、私は、この問題について先ほどか言っておりますように、これに

対してしゃまをしようとか、けちをつけようとか、破壊に持つていこうとかというようなけちな考えはみじんもないのであって、何とかしてこれを達成させ、よいいい効果をおさめるようにすることが、今日のあの住宅困窮事情における大きな問題だと、こう思いますから、だたやるだけでなく、何べんも練り返したような観点に十分の思いをいたし、内容のないものによって罪つくりをしないで、実際にこれをあらわしてもらうようにひとつ一つの努力をしていただきたいということを、最終的には大臣にお願いをしておきたいと思うのです。

以下、私の不満な点についての答弁は、したがってもう論争はいたしません、それで局長から、さつき申し上げたようなことについての、まああわせて感じといいますが、見通し等について、答弁していただければそれでいいです。

○政府委員(尚明君) 御指摘のとおり、この積み立て分譲住宅供給を実施しますにあたりましては、積み立て金の積み立て額、それから将来の割賦額、これは非常に重要な問題でございます。先ほど申し上げましたような程度の割賦額になるようにする予定でございます、先ほど三百万円を最高といたしましたが、実際問題として、まあ全部が三百万円に大都市がなるのではなく、通常は二百数十万円でおさめるようにできるだけ技術的に指導をいたしたい、こういふふうに考えております。しかし、あまりこれを下げるために住宅の質が今度とは下がってしまうのでは、これはまた住宅問題としては重要な問題でございます、その辺が最も大きな問題でございますが、御指摘のように融資率の引き上げ、あるいは単価の引き上げ等で、一般中堅階層の方ができるだけ——それも先ほど先生が御指摘になりましたように、五万円以下の所得の人にも利用できるというふうに持つていきたいと思えます。いまのところ、正直いいまして、四十年度の予算計画では、五万円の方では若干無理になってしまつて、まことに私どもとしても残念に考えておりますが、できるだけ今後

そういう点に改善を加えまして、中堅階層の方が取得できるようにしたいと思っております。

なお、四十年度の予算では、そういう以下の方について十分な配慮が必要でございまして、先般御審議願いました予算計画でも、公営住宅におきましては六万戸を六万五千戸にふやす、それから住宅公団で二万四千戸の賃貸住宅を二万六千戸にふやすというふうにいたしまして、この持ち家供給のほかに、一方で低所得者あるいは中堅階層でぜひ貸し家であればならない人たちの貸し家供給というものにも、一様の力を入れたわけでございます。

今後の方策といたしまして、持ち家住宅の拡充及びその内容の改善ということとあわせて、賃貸住宅についても同様に戸数の増加及び質の向上、あるいは補助金・単価の改善ということに努力を続けて、住宅全般としていい供給になるように努力を傾けていきたいというふうに考えております。

○田上松衛君 これ以上の時間は遠慮したいと思

いますから、一言だけ最後に。特にこの場合は、いつも扱われておる局長に対して希望申し上げておきます。

さつき申し上げたように、きょう私は半日くらいの時間をかけても、事こまかくいろいろ大阪なり東京なりあるいは福岡、愛知等の例を引いて——私は知っておりますからこれを出して、こういうところはこうなつた。こういう欠陥が出ておるじゃないかということをお聞かせしつつ、認識を新たにしておつたので、ゆるぎない態勢を希望したいと考えておつたのですが、時間がありません。ことに、私はこれで国会議員に出ようと考えておりましたので——平たく申し上げるならば国会議員の座から引退するわけです。おそらく委員会でも発言はきょうで私はおしまになるのだから……。過去、初めから建設のことだけ、常任委員会としてはこの一点ばかりでございまして、この点はだれもが言うとおり、昔の衣食住は逆転いたしました、住衣食に変わつてきた、これは間違いない事実です。そのためにこれ

を担当する建設委員会でいろいろ意見を述べたいと思つて努力してきたのですけれども、もう私は発言する機会はないと思つておりますから、この法案が通つたあとでは間に合はぬことですから、いろいろ申し上げたような希望を達成することをお願いしておきます。

あわせて、初めに申し上げておいた、むしろ木造のほうを持ち実として持たない方面が多いのだということも、数字で明らかになっております。これは私もこれほどかと思つておりました。これは尚さんよくおわかりだろうと思つておりました。きわめて最近におけるたつた一つだけの例を引いてみても、住宅公団がやっております神奈川県奈川郡の辻堂の中で、三DKと三LDKをやつてみたわけですね。いろいろやつてみた結果出たのは、三DKの場合の十八坪ですか、これに対しては、頭金は同じく百万円ですけれども、これに對しての応募は八倍です。しかし、あとの三LDKの場合の二十七坪というものについては、私はむしろあ然としたのですが、この場合については実に二十四倍余というような応募者があつたわけですよ。事ほど大きな違いが出てくるのであつて、

将来持ち家を持つていこうとする者は、やっぱり将来のことを考えておるから、これに應じられる階層は、できるだけ大きいものを希望する者がふえていくという傾向が一面に出ておるわけであつて、こういう点も考えつつ、あるいは、これがきまつたら、いずれ今度はいままでもやつた協会なり公社なりというものは、多くの場合、これによつてこつちへ肩がわりしてしまつて、この中に飛び込んでしまふというよりな形に大部分はなろうと思つておる。建設省が考えた案だけを唯研究した問題をくみ取つておらつて、それらの希望も十分入れつつ、ほんとうの効果があらうようにひとつとしていただきたい。このことは、軽微意味における親心とかおせじとかいうことにはあらずして、いかに目的を達成するかという大きなめどになると思つておるから、そのことに御努力して

ただくようにひとつお願いを申し上げておきたいと思つておる。

○国務大臣(小山長規君) すいぶんお調べになつておるやうに伺います。それであるいはわれわれが考えておりますのが低目に過ぎておるといふことになるのかもしれないが、これはもう少し、われわれも地方の住宅供給公社の実情を、これにわれわれがいろいろ指導しますから、それについて地方の地方のいろいろな要望——もつと大きい家はほしいのだというよりな要望もあらうかと思つておる。そういう場合には、何もしやくし定木にやるわけではありませんが、われわれの予算の範囲あるいは将来の計画等を考えながら、できるだけ地方の公社の要望するところに従つてやつていきたい、こういうふうに思つておる。問題は、建設戸数の問題とからみ合つてどうかと思つておるけれども、これは全体長目で、この公社は長い存続期間を持つわけでありまして、これは十分地方公社の意見なり、経験なりを聞きながらやつていけば、必ずよい結果が得られるであらうと思つておる。それで、われわれのほうでしやくし定木な考え方はさらさらありませんから、その点は申し上げておきたいと思つておる。

○政府委員(尚明君) ただいまお話をいたしましたように、持ち家を希望する人につきましてはいろいろの幅があるわけでございます。それで、先生のお調べになりましたのは、在来手法で積み立てをするという制度のまだ開かれていないところの実情でございます。それで、やはり頭金を即座に百万円持つてきてくださいというよりな募集のしかたになります。その結果、確かに頭金を即座に百万円持つてこられるよりな方というものは、かなり蓄財のある方でございます。どちらかという、大きな家を希望されるという傾向は、確かに強いわけでございます。今度はそれに、さらに積み立てを月々ある程度、三年、五年やつていくということで、それらの方よりいさうし下の方も持ち家のほうへ希望がかなえられるという方途を開いたわけでございます。若干その

下をねらつておる方がございます。したがうして、その積み立て分譲住宅をやつたら、在来持ち家希望のほうの仕事は廃止するかと申しますと、それは依然として私どもはそういう要望があるわけでございます。これは存続していただきたいと思つて、今度の法案には出てまいりませんけれども、予算上分譲住宅二万五千戸でございまして、そのうち二万戸をその積み立て分譲に当てまして、あとの五千戸につきましては、在来のような手法で、ある程度部屋数の多い家を希望される方についても供給できるように、というよりな配慮をしております。地方住宅供給公社は積み立て分譲を大部分行なうわけでございますが、そのほかに、いまお話をいたしましたようなことについての融資も受けられるような道も開いたのでございます。今後は、先ほど大臣が御説明になりましたように、地方公社への希望者の成り行き等を見て、その配分等につきまして万全を期していきたい、こういうふうに考えておる。

○委員長(中村順造君) 他に御発言がなければ、

本案に対する質疑を終局したものと認めて御異議

ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(中村順造君) 御異議ないと認めます。

本案の討論採決は、次回に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時二分散会

昭和四十年五月三十一日印刷

昭和四十年六月一日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局